## 別記様式(第4条関係)

近江八幡市ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

(届出者) 住 所

氏 名

印

連絡先

近江八幡市ごみステーション設置基準第4条第2項の規定により、次のとおり届け 出ます。

届出内容	□ 新規設置	□ 変更(移記	<b>公等)</b> □ 廃止
ごみステーション番号 ※変更・廃止の場合	No.		
設 置 理 由			
設置場所	近江八幡市	町	(添付地図参照)
収集品目	□ 燃えるごみ	□ 燃えないこ	ごみ □ 資源ごみ
利用世帯数			世帯
収集開始希望日 (廃止日)		年月	月日
備    考			

- (注) 1 収集開始は、届出後2週間程度かかります。
  - 2 分別排出等のごみ出しルールが守られない場合は、収集を中止し、又はステーションを廃止することがあります。

## 開発行為に関する概要(※)

開発概要	所在地	近江八幡市	町	
	戸数			
	名 称			

私たちは、ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届出書に付する条件の内容について信義誠実に履行しますので、以下に記名押印し届け出ます。なお、条件の内容が履行されない場合は、ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届等に関する承認を取り消されても異議を申し立てません。その後は、利用者、事業者等の責任においてごみを適正に処理します。また、周辺の開発、入居等に伴う新規利用者の受入れ及び今後近江八幡市が行うごみステーションの統廃合を含めた廃棄物処理の施策に協力します。

自治会長	住所	
	氏 名	印
	連絡先	
土地所有者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
管理責任者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
開発事業者(※)	住所	
	氏 名	印
	連絡先	
事前協議者(※)	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

(※) 開発行為に伴うごみステーション設置時のみ記入

(ごみステーション設置 (新規・変更・廃止) 届出書に付する条件)

- 1 ごみステーション設置 (新規・変更・廃止) 届出書に必要な協議及び手続等は、 届出者が行うこと。本届出書には、土地利用計画平面図 (ごみステーションの位置 及び面積を明記したもの) 及び位置図を添付すること。
- 2 土地及び建物の所有者、開発行為を行う事業者並びに宅地又は建物の販売、賃貸借契約又は管理に携わる事業者(以下「事業者等」という。)は、本届出書の内容について当該開発地域が属する自治会及びごみステーションの管理者と協議し、合意を得ること。
- 3 ごみステーションの管理は、事業者等が土地及び建物の購入者又は賃貸借契約者 に、ごみステーションの利用に関するルール及びマナーの説明を行い、利用者に自 主的に行わせること。
- 4 ごみステーションを設置又は管理する者は、常に利用状況を把握すること。
- 5 ごみステーションは、次の要件を満たすこと。
  - (1) 対象ごみ 燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ
  - (2) 対象区域 周辺世帯を含むおおむね30世帯以上の区域(地域のごみステーションとする。)
  - (3) 位置 道路に面し作業のしやすい位置とする。交通渋滞等が予想される場合は、開発地内で収集作業ができること。
  - (4) 保管面積 利用世帯以上のごみが保管できること (世帯数×0.16㎡を基準とする。)
  - (5) 自己処理 直接廃棄物処理施設へ搬入し、又は可業者に委託して適正に処理すること。 (ただし、事業系一般廃棄物となる。)
  - (6) その他 鳥獣や風による散乱等がないこと。
- 6 上記事項、協議書の内容並びに次の条例及び規則を遵守すること。
  - (1) 近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例・同施行規則
  - (2) 近江八幡市環境保全に関する条例・同施行規則
  - (3) 近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・同施行規則